

令和5年度環境保全型農業直接支払交付金（環境直払）について

表面

※ 内容について、令和5年1月時点の情報をもとに作成しています。

1. 制度について

地域でまとまりをもって実施する、「地球温暖化防止」、「生物多様性保全」に効果の高い営農活動に対して、追加的コスト(掛かり増し経費)を交付金により支援する制度です。

裏面に対象取組一覧を掲載しています。

2. 支援の要件

- **市内の農業振興地域内の農地**における対象取組（裏面）の実施
※市街化区域（農振除外地・都市計画税対象農地等）での取組みは対象外
- **特別栽培農産物認証を取得**していること
※有機農業の場合は不要
- 主作物について、**販売を目的に生産**を行っていること
- 環境直払に取り組む**農業者2戸以上の申請団体に所属**していること
- 「**みどりのチェックシート**」の取組を実施すること（以下①～③）

① みどりのチェックシートの取組に関する研修の受講

以下のどちらかの受講が必須です。

- ・ **対面研修** …県で研修を開催予定、詳細については調整中
- ・ **オンライン研修** …農林水産省HPで公開、修了証の交付
※令和4年度に実施した書面研修は特例の対応で、令和5年度以降は行わない予定です。

② みどりのチェックシートの取組の実施

以下の4項目中にある計**14取組全てを実施する必要があります**。

- 「化学合成農薬の使用量の低減」、 「化学肥料の使用量低減」、
「温室効果ガス・廃棄物の排出削減」、 「農作業安全」

③ みどりのチェックシートを用いて点検・提出

※農薬・肥料・燃料の使用記録等の証拠書類が必要となります。

研修の受講・チェックシート（全項目のチェック）の提出は取組者全員必須

3. 令和5年度からの主な変更内容

■ 提出時期、取組期限の変更

令和5年度から県の指導により、**取組書類の提出時期が1か月ほど早まります**。そのため取組者は取組を行い次第、速やかに所属団体に必要書類を提出していただくようご協力をお願いします。詳細は各団体を通して依頼いたします。

なお、「**堆肥の施用**」の取組については、**取組の期限が1/31に変更**となります。令和5年度以降に年度末散布を予定されている方については団体ごとに対応が異なりますので、所属団体へご確認ください。

4. 申請にあたっての注意事項



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。

申請額が予算額を上回った場合、**交付金が減額されることがありますので、承諾できる方のみ申請してください**。

また、次年度の予算配分に影響しますので、申請した取組は、特別な事情のない限り取下げすることのないようにお願いします。

5. 申請方法



申請する方は、申請手順①～②のとおり所属団体へ申請してください。

また、**②の申請期限を過ぎての申請は受付できません**のでご注意ください。

①：記入例を参考に、**営農計画書に取組番号（1～26）を記入**してください。

②：取組番号を記入した**営農計画書のコピーを令和5年2月24日（金）まで所属の申請団体へ提出**してください。

※令和5年度より新規団体を組織して申請する場合も同様に、令和5年2月24日（金）までに下記問合せ先までご連絡ください。

計画種	水稲品種名 転作物名	収量 等級	基準 単収 kg	特別 栽培 等の 状況	異動の内容(転作等) (売買・貸借・委託等の相手名・集落名)	航空 防除 有/無	集落 営農 担い手 集 種	転作物 の出荷先	環境 保全 直払
	はえぬき	19		直播 有機 特裁			集 落 担い手	自家用 JA出 JA以外の出荷先	2
	飼料用米 ふくひびき	19		直播 有機 特裁			集 落 担い手	自家用 JA出 JA以外の出荷先	
	つや姫	19		直播 有機 特裁			集 落 担い手	自家用 JA出 JA以外の出荷先	8

<問合せ先>

鶴岡市役所	農 政 課	富樫・菅原	Tel : 35-1297
藤島庁舎	産業建設課	鈴木・成澤	Tel : 64-5809
羽黒庁舎	産業建設課	高橋・梅木	Tel : 62-2527
櫛引庁舎	産業建設課	長南・菅原・安野	Tel : 57-2114
朝日庁舎	産業建設課	七森・小野寺	Tel : 53-2117
温海庁舎	産業建設課	奥井・内山	Tel : 43-4616

< 対象取組一覧 >

取組番号を営農計画書の「環境保全直払」欄に記入し、所属団体へ申請してください。

取組番号	対象取組	交付単価 (円/10a)	対象作物	取組内容	効果
	堆肥の施用 + 特別栽培			○ 炭素貯留効果の高い堆肥を作物の栽培期間の前後いずれかに施用する取組 <ul style="list-style-type: none"> 成分が証明された、C/N比10以上の堆肥であること。 原材料中の鶏糞の割合が5割以上の堆肥は対象外。 1/31までに散布をすること。(令和5年度より変更) 	◎ 温暖化防止 土壌中に炭素を貯留し、大気に放出される二酸化炭素を減少させる。
1	現物窒素含有率 0.8%未満 の堆肥	4,400	水稻・畑作物・果樹	水 稲 : 800 kg/10a 以上の施用 水 稲以外 : 1,200 kg/10a 以上の施用	
2	現物窒素含有率 0.8%以上 の堆肥	2,200	水稻	水 稲 : 400 kg/10a 以上の施用	
7	IPM・畦畔除草(高刈)・秋耕 + 特別栽培	3,400		○ 水稻IPM(総合的病害虫雑草管理)実践指標21項目以上の実践、水稻生育期間中(定植前を含む)に草刈機械等による5cm程度の高刈畦畔除草を3回以上実施(除草剤使用不可)等を組み合わせた取組 <ul style="list-style-type: none"> 稲わら腐熟促進資材について、石灰窒素を10kg以上/10a以上(上限20kg)散布することが要件。 同時に、多面的機能支払から畦畔除草の交付金を受けることはできません。 	◎ 生物多様性保全 除草剤を使用しないことにより、水田地帯の多様な生きものを育む。 ◎ 温暖化防止 秋耕により稲わらの分解を促進し、温室効果ガス発生を抑制する。
23	IPM・畦畔除草(高刈)・稲わら腐熟促進資材 + 特別栽培	4,400	水稻		
24	秋耕 + 特別栽培	800	水稻	○ 水稻収穫直後の秋耕を実施する取組(耕深5cm程度の耕耘)	
	有機農業			○ 有機JAS認定の水準に合致する化学肥料・農薬を使用しない取組 <ul style="list-style-type: none"> 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること。 播種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと。 有機JAS認定を取得していない場合は、JAS認定と同程度の資材証明、現地確認等が必要。 山菜・永年性飼料作物は対象外。 加算取組について ①「炭素貯留の高い取組」をする場合 <ul style="list-style-type: none"> 堆肥の施用又は緑肥の取組(カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培)を同一要件で実施すること。 堆肥の施用を選択する場合は、現物窒素含有率に関わらず、800kg/10a以上の施用が要件。 ②「取組拡大加算」をする場合 <ul style="list-style-type: none"> 新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対する指導・助言・相談対応の活動により4000円/10aが加算されます。(初年度のみ対象) 指導を行う農業者と受ける農業者の双方が有機農業取組を実施することが必須です。 	◎ 生物多様性保全 化学合成農薬の使用削減により、多様な生きものを育む。 ◎ 温暖化防止 土壌中に炭素を貯留し、大気に放出される二酸化炭素を減少させる
8	水稻・畑作物(野菜、大豆等)・果樹	12,000			
22	＋①炭素貯留の高い取組	14,000			
25	【追加】＋②取組拡大加算 ※新たな有機農業取組1年目のみ対象	16,000	水稻・畑作物・果樹		
26	【追加】＋①②両方実施	18,000			
9	雑穀類(そば等)・飼料作物	3,000	雑穀類・飼料作物		
10	炭の投入 + 特別栽培	5,000	全作物	○ 主作物の栽培期間の前後いずれかに炭を施用する取組 <ul style="list-style-type: none"> 植物を炭化して製造した購入炭のみが対象で、50 kg/10aまたは、500 l/10a 以上投入することが要件。 	◎ 温暖化防止 土壌中に炭素を貯留し、大気に放出される二酸化炭素を減少させる。
	カバークロープ + 特別栽培			○ 主作物の栽培期間の前後いずれかに緑肥等を作付する取組 <ul style="list-style-type: none"> 春夏播きは2ヵ月以上、秋冬播きは4ヵ月以上生育し、子実体を収穫せず全量すきこみすることが要件。 	◎ 温暖化防止 光合成により二酸化炭素を吸収し、すきこみにより土壌中に炭素を貯留する。
11	ヒエ以外の種子を使用	6,000	水稻・畑作物		
12	ヒエの種子を使用	6,000			
15	夏期湛水 + 特別栽培	8,000	麦類(大麦、小麦) ・なたね	○ 積極的な取水措置、漏水防止措置を実施し、夏期間ほ場を2ヶ月以上継続して湛水する取組	◎ 生物多様性保全 湛水状態を保つことにより、多様な生きものを育む。
16	草生栽培 + 特別栽培	5,000	果樹	○ 園地に麦類や牧草類を作付けする取組 <ul style="list-style-type: none"> 生育した作物体を土壌に還元(全量すきこみ)することが要件。 	◎ 温暖化防止 光合成により二酸化炭素を吸収し、すきこみにより土壌中に炭素を貯留する。
	リビングマルチ + 特別栽培			○ 主作物の畝間に麦類・牧草等を作付する取組 <ul style="list-style-type: none"> 生育した作物体を土壌に還元(全量すきこみ)することが要件。 	◎ 温暖化防止 光合成により二酸化炭素を吸収し、すきこみにより土壌中に炭素を貯留する。
17	小麦・大麦・イタリアンライグラス以外を作付	5,400	畑作物		
18	小麦・大麦・イタリアンライグラスを作付	3,200			
19	IPM交信攪乱剤 + 特別栽培	8,000	りんご・西洋なし・日本なし・もも・すもも・かき・トマト	○ 果樹(野菜)IPM実践指標に基づく管理と組み合わせ、果樹園地内に交信攪乱剤を設置することにより、害虫発生を抑制し殺虫剤の使用回数を削減する取組	◎ 生物多様性保全 化学合成農薬(殺虫剤)の使用を削減することで、多様な生きものを育む。
20	不耕起播種 + 特別栽培	3,000	麦、大豆	○ 耕起をせずに播種を行う取組 <ul style="list-style-type: none"> 対象作物について前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機を用いて播種することが要件。 播種前に茎葉処理型の除草剤を散布することが要件。 	◎ 温暖化防止 土壌中に炭素を貯留し、大気に放出される二酸化炭素を減少させる。